

発議第8号

「消費税増税に伴う宿泊業に対する軽減税率適用を求める意見書」の
提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出する。

平成27年12月21日 提出

平成27年12月 日

提出者 鳥羽市議会議員 世古安秀

賛成者 鳥羽市議会議員 中世古泉

賛成者 鳥羽市議会議員 坂倉広子

賛成者 鳥羽市議会議員 橋本眞一郎

賛成者 鳥羽市議会議員 坂倉紀男

「消費税増税に伴う宿泊業に対する軽減税率適用を求める意見書」

鳥羽市は、国際観光文化都市として180を超える宿泊施設を擁する国内でも有数の観光地の一つであります。鳥羽市の基幹産業の一翼を担っている宿泊業においては、経済活動に密接に関わる総合産業であるといえます。そして将来にわたって鳥羽市の観光地力を維持し高めていくことが必要不可欠です。

しかしながら昨今の景気の低迷により、観光業を取りまく状況は大変厳しいものがあり、消費税率10%への引き上げに危機感を覚えています。

そのような状況の中、世界の軽減税率を見渡したところ、宿泊施設の利用等に関して、軽減税率が適用されている国があります。

ヨーロッパ各国の消費税軽減税率の実例をみるとフランスでは、標準税率19.6%に対し、宿泊施設の利用は、7%という軽減税率が適用されております。また、ドイツでも標準税率19%のところ、宿泊施設の利用等は、7%の軽減税率が適用されております。

そのような先進例と同じく日本国内においても増税実施された時には、宿泊施設利用等に関して軽減税率を適用するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

三重県鳥羽市議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
国土交通大臣	石井 啓一 様
観光庁長官	田村明比古 様